

○舟形町再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金交付要綱

平成24年3月19日

告示第5号

改正 平成26年3月31日告示第15号

平成29年3月3日告示第12号

令和2年3月23日告示第41号

令和5年3月27日告示第12号

令和6年3月29日告示第25号

令和7年3月31日告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止と、環境にやさしい循環型社会の実現に向けたまちづくりを推進するため、町内において再生可能エネルギー設備等を導入する者に対して、予算の範囲内において舟形町再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、舟形町補助金等交付規則(平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象設備等)

第2条 補助金の補助対象設備、設備等の補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者又は事業者

ア 町内に所在する自らが居住する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該補助対象設備を設置することについて承諾を得ているものに限る。)に補助対象設備を導入する者

イ 町内に所在する事業所に補助対象設備を導入する事業者

(2) 町税等及び上下水道料金に滞納がない世帯又は事業者

(3) 当該補助対象設備の導入に際して、町の他の補助金を受けていない又は受ける予定

がない者又は事業者

(4) 過去に当該補助金の補助金額上限を超えていないこと。

(補助金の交付条件)

第4条 町長は、次の事項を交付条件として補助金を交付するものとする。

(1) 事業は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了すること。

(2) 事業の中止、又は事業内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合は、町長の承認を受けること。

(3) 設備の適正な維持管理を行うことにより、本事業による効果を継続させること。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業に係る見積書及び内訳書の写し

(3) 導入設備の形状、規格等がわかるパンフレット等

(4) 導入設備を設置する住宅又は事業所の位置図

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、第4条に規定する交付条件以外の条件を付することができる。

3 町長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 申請者は、前条第3項に規定する交付決定通知書の通知を受けるまで、補助対象事業を着手してはならない。

(中止・変更の承認)

第8条 第4条第2号の規定により町長の承認を受けようとする申請者は、再生可能エネルギー

ギー設備等導入設置費補助金事業計画中止・変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。))を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書に係る審査を行い、事業計画の変更が適当と認めたときはこれを承認し、再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金事業計画中止・変更承認書(様式第4号。以下「変更承認書」という。))により、申請者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第4条第2号に規定する軽微な変更は、交付対象設備の変更又は交付予定金額の1割以上の増額変更を伴わないものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた年度内に事業の完了が見込めないとき。
- (3) 規則及びこの告示の規定又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。))は、再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金事業実績報告書(様式第5号)により、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金額確定通知書(様式第6号。以下「補助金額確定通知書」という。))により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金額確定通知書を受けた者は、再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金請求書(様式第7号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(経過報告)

第14条 町長は、交付決定者に対し、二酸化炭素の排出削減状況の報告を求めるとともに、必要に応じて現地調査をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(申請期間)

2 この要綱に規定する補助金の申請期間は、令和12年3月31日までとする。ただし、第14条に規定する交付決定者に対する二酸化炭素の排出削減状況に係る経過報告については、申請期間終了後も、なおその効力を有する。

附 則(平成26年3月31日告示第15号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第12号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第25号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第46号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

○ 導入する設備ごとの交付基準

補助対象設備	補助金額
太陽光発電設備	対象システムの公称最大出力1kWあたり6万円。 上限24万円。
木質バイオマス燃焼機器 (ペレット、チップ、薪、モミガライト)	購入設置費の6分の1。上限10万円。

雪氷熱利用設備	設備経費の5分の1。上限100万円。
大地熱利用設備(単なる散水は除く)	設備経費の5分の1。上限100万円。
町長が特に認めるもの	設備経費の10分の1。上限20万円。

様式 略